

2019年5月4日

環境省北海道地方環境事務所
所長 三村 起一 様

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会
代表 安田 秀子

石狩市における環境影響評価準備書及び方法書の縦覧に関連した要望書

石狩市及び石狩湾新港管理組合に係る大型風力発電事業は、石狩湾新港周辺に4事業展開しており、石狩湾新港風力発電所(3300kW×2基、エコ・パワー株式会社)、石狩コミュニティウインドファーム(3200kW×7基、株式会社市民風力発電)の2事業・9基は2018年度に稼働を開始。銭函風力発電所(3400kW×10基、銭函ウインドファーム合同)が、現在、建設中。(仮称)石狩湾新港洋上風力発電事業(4000kW×26基、合同会社グリーンパワー石狩)は2020年着工を目指して準備を進めています。また、工業団地放水路沿いには株式会社市民風力発電等に係る市民風車3基(1500kW×1基、1650kW×2基)が約10年前から稼働しており、累積影響の適正な評価がなされないまま、大型風力発電機の集積が進行しています。

さらに、厚田区では、厚田市民風力発電所(2000kW×2基、株式会社厚田市民風力発電)が稼働、その南方の八幡町地区にて(仮称)八の沢風力発電事業(3000kW×7基、株式会社斐太工務店)が計画中です。

この度、上記の新港工業団地内に2件、及び、(仮称)八の沢風力発電事業の北側に、新たに大型風力発電事業1件が計画され(全て自主アセス)、それぞれ方法書と準備書の縦覧が行われています。

現在、石狩市においては、望来古平風力発電株式会社による(仮称)石狩望来風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧が2019年4月10日(水)から5月10日(金)までの予定で実施されています。

また、京セラコミュニケーションシステム株式会社による(仮称)ZED発電設備に係る環境影響評価方法書と、株式会社市民風力発電による(仮称)石狩放水路風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧が4月15日(月)から5月15日(水)までの予定で実施されています。

上記、3社の方法書および準備書の縦覧に関連して問題点があるので、以下の要望をいたします。回答は5月10日（金）までに書面にてお送り下さい。

1 電子縦覧を行うようご指導お願いいたします。

京セラコミュニケーションシステム株式会社による（仮称）ZED 発電設備に係る環境影響評価方法書と、株式会社市民風力発電による（仮称）石狩放水路風力発電事業に係る環境影響評価方法書では、電子縦覧がされていません。

環境影響評価法や北海道環境影響評価条例に定める規模以下であることから、これらの対象外で自主アセスとなっていますが、規模が小さいからといって周辺への影響が皆無とは言えません。周辺住民や事業所に対してどのような事業を計画しどの程度の環境変化や影響があるのか、事業者はきちんと知らせる義務があります。環境省や北海道では事業者に対し電子縦覧を適正に行うよう求めていることから、自主アセスにおいても同様に電子縦覧の実施を求めます。日中、市役所や図書館での縦覧を利用できない就労者への配慮は今や必須であります。電子縦覧（ダウンロード及び印刷可能とする）は1ヶ月間行って下さい。この後、評価書が出るまで事業者 HP で電子縦覧可能な状況を維持して下さい。ほぼ同時期に縦覧中の（仮称）石狩望来風力発電事業に係る環境影響評価準備書（望来古平風力発電株式会社）は、自主アセスですが電子縦覧を実施しております。

2 縦覧期間及び意見提出の締切を5日間分延長するようご指導お願いいたします。

（仮称）石狩望来風力発電事業に係る環境影響評価準備書（望来古平風力発電株式会社）の縦覧期間は4月10日（水）～5月10日（金）となっていますが、10連休期間が含まれており、石狩市役所が4月29日（月）～5月5日（金）の5日間閉庁のため、3階環境保全課での縦覧ができません（5月2日の臨時開庁は一部の業務に限定）。同様に市民図書館も4月30日・5月7日～9日の4日間が休館となり縦覧できません。この分の延長を求めます。従って、縦覧期間を5月17日（金）まで、意見提出締切を5月31日（金）とするよう事業者へご指導お願いいたします。

京セラコミュニケーションシステム株式会社による（仮称）ZED 発電設備に係る環境影響評価方法書と、株式会社市民風力発電による（仮称）石狩放水路風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧期間は4月15日（月）～5月15

日（水）となっておりますが、同様の理由で縦覧期間を5月22日（水）まで、意見提出締切を6月5日（水）とするようご指導お願いいたします。ただし、電子縦覧（1ヶ月間）利用者に対しては、その終了後2週間目を締切とするようご指導お願いいたします。

3 説明会を開催するようご指導お願いいたします。

（仮称）石狩望来風力発電事業に係る環境影響評価準備書（望来古平風力発電株式会社）の説明会は縦覧前に実施され、その開催案内は、石狩市全域の市民対象にはされなかったと石狩市環境政策課担当者から伺っております。

また、京セラコミュニケーションシステム株式会社による（仮称）ZED 発電設備に係る環境影響評価方法書と、株式会社市民風力発電による（仮称）石狩放水路風力発電事業に係る環境影響評価方法書に関する説明会は開催の予定がないと同環境政策課担当者から伺っております。

両者の方法書を縦覧しても理解しかねる点が多々ありますので、説明会の開催を求めます。

3社の事業の準備書および方法書について平日の夜、土日など、多くの市民が参加しやすい日時を設定し、石狩市のHPと町内会回覧・新聞告知面への掲載等で全市域に開催の周知を行うようご指導お願いいたします。

昨年9月に施行された出力1000kW未満を対象にした「石狩市風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン」においては、事業者は計画段階で、設置区域に存する町内会・自治会及び住民等、土地所有者等、関係公的機関、関係団体等に対する説明を行うものとしています。今回の京セラと市民風力発電の事業予定地は、不特定多数が利用する緑地や国道そばであることから、設置区域に限定した住民等への説明だけでは不十分です。利害関係者が設置区域にのみ居住している保証は全くありません。説明会開催通知は少なくとも石狩市域全域にするよう求めます。石狩市が説明会非開催を容認したことは大変遺憾に思っています。市民の知る権利や、健康で安全な生活や活動、就労が守られない事態を助長する行為は看過できません。

以上

送り先：〒061-3211 石狩市花川北1条5丁目307

E-mail：h.yasuda1007@gaea.ocn.ne.jp

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会代表 安田 秀子